

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和6年2月21日（令和6年（独個）諮問第5号）

答申日：令和6年8月14日（令和6年度（独個）答申第39号）

事件名：本人による疑義照会に対し回答を行った特定職員が虚偽公文書作成罪及び行使罪を犯していないと判断できる事由等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる各保有個人情報（以下、順に「対象保有個人情報1」ないし「対象保有個人情報6」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年9月19日付け5高障求発第229号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

##### (1) 審査請求書

###### ア 総論

(ア) 特定課A課長は原処分において「法人文書を作成していない」という文書不存在事由を挙げている（本件決定通知書）。

(イ) しかし公文書等の管理に関する法律4条に「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう（中略）文書を作成しなければならない。」と定められておりまた同法11条1項に「独立行政法人等は、第四条から第六条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。」と定められているので「法人文書を作成していない」という文書不存在事由はそれ等の条文に違反している（資料21）。

(ウ) 更に本来であれば特定課A課長はそれ等の条文に違反している事由について説明しなければならないにも関わらず原処分において何一つ

説明していないので原処分は行政手続法 8 条 1 項にも違反している。

(エ) したがって原処分は取り消されなければならない。

イ 各論

(ア) 本件決定通知書一項目 1 / 本件開示請求書一項目 6 (資料 2 7)

- a 特定課 A 課長は総務省情報公開・個人情報保護審査会 (以下「審査会」という。) に対して「別表の 4 にある発出文書 (補註: 特定番号文書 A) は (中略) 特定記載 A 虚偽ではないと判断している。」 (資料 2 2 - 2 2 ないし 2 4 行目) と説明しているので審査会は特定職員 (中略) が作成している「障害者支援経過を含む障害者台帳」が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。
- b 特定所長 A (中略) は特定番号文書 A を作成する際に決裁原議書も作成しているので審査会は特定番号文書 A の決裁原議書が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。

(イ) 本件決定通知書一項目 2 / 本件開示請求書一項目 1 8 (資料 2 5)

(別紙の 2 の表と同一内容のため省略)

- a 特定所長 A (中略) は特定番号文書 A - 6 において「特定記載 B」と説明しているので審査会は当該説明が本件請求事由該当性を満たしているのか否か, また特定番号文書 A が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。
- b ただしこの内容は障害者の雇用の促進等に関する法律 1 条, 8 条 1 項及び 2 項と整合していないので法律に基づく職業リハビリテーション計画に当たらないことは自明である。また特定課 A 課長は (中略) - 1 (2) - 項目 8 ないし 1 0 において「「特定記載 B」という旨が書かれている障害者台帳記入要領, 地域障害者職業センター業務運営手引及び厚生労働大臣指定講習 (補註: 障害者の雇用の促進等に関する法律 2 4 条 2 項) 資料は存在しない」と認めているので特定所長 A (中略) が特定番号文書 A - 6 に書いている「特定記載 B」という内容は障害者台帳記入要領, 地域障害者職業センター業務運営手引及び厚生労働大臣指定講習 (障害者の雇用の促進等に関する法律 2 4 条 2 項) 資料に反していると断定される。

(ウ) 本件決定通知書一項目 3 / 本件開示請求書一項目 2 8 (資料 2 5)

(別紙の 3 の表と同一内容のため省略)

- a 特定職員 (中略) は構造化 (資料 4 及び 5) について「特定記載 C」 (障害者台帳 8 頁), 「特定記載 D」 (同 9 頁) 及び「特定記載 E」 (同) と判断しておりなおかつこれ等はそのとおりに障害者台帳に書かれているので審査会はこれ等が本件請求事由該当性を満たしているのか否か, また当該台帳が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。

- b また特定職員（中略）は障害者台帳9頁に「特定機関A氏より（中略）と話す」と書いているが資料2のとおりそのような発言はなされていないので特定職員（中略）は障害者台帳に嘘を書いていると断定される。
  - c そもそも構造化は医学論文（資料4及び5）に書かれているとおり精神医学に基づく発達障害者支援として約50年間に渡り確立されているので「特定記載E」訳がなくこのような嘘を平然と書いているのは特定職員（中略）が精神医学に基づく発達障害者支援である構造化について何一つ理解できていないからである。そして特定市が調査したところ、特定職員（中略）は開示請求者兼審査請求人に限らず他の（中略）たちに対しても精神医学に基づく発達障害者支援である構造化を何一つ行っていないと暴露されている始末である（資料3及び24）。
  - d 更に特定市が調査している資料24のとおり特定職員（中略）は精神医学に基づく発達障害者支援である構造化以外の発達障害者支援である「TEACCHプログラム」（資料13-3頁）、「T-TAPによるアセスメント」（同）及び「ワークシステム・サポートプログラム」（同）についても何一つ行っていないと暴露されている。
  - e 結局特定職員（中略）は開示請求者兼審査請求人を含む（中略）たちに対して精神医学に基づく発達障害者支援を何一つ行っておらず特定市が資料3及び24において暴露しているとおりにそれが実態なのである。
- (エ) 本件決定通知書一項目4／本件開示請求書一項目29（資料25）  
以下（略）は特定年月日に行われたcase会議時のやりとりである（資料22ないし5頁）。
- a ①、④ないし⑨ 審査会は特定職員（中略）が作成している障害者台帳が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。
  - b ②及び③ 上記（ウ）（本件決定通知書一項目3／本件開示請求書一項目28）と同じであるので審査会は当該部分に基づいて見分せよ。
  - c ⑩ないし⑫ 特定職員（中略）は障害者台帳1頁に（中略）と書いているので審査会は当該部分が本件請求事由該当性を満たしているのか否か、また当該台帳が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。（中略）
  - d ⑬ 特定職員（中略）は障害者台帳5頁（職業リハビリテーション計画（1））に「特定記載F」と書いているので審査会は当該部

分が本件請求事由該当性を満たしているのか否か、また当該台帳が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。ただしこの内容は障害者の雇用の促進等に関する法律1条、8条1項及び2項と整合していないので法律に基づく職業リハビリテーション計画に当たらないことは自明である。また特定課A課長は（中略）において「「特定記載B」という旨が書かれている障害者台帳記入要領、地域障害者職業センター業務運営手引及び厚生労働大臣指定講習（補註：障害者の雇用の促進等に関する法律24条2項）資料は存在しない」と認めているので特定職員（中略）が障害者台帳5頁（職業リハビリテーション計画（1））に書いている「特定記載F」という内容は障害者台帳記入要領、地域障害者職業センター業務運営手引及び厚生労働大臣指定講習（障害者の雇用の促進等に関する法律24条2項）資料に反していると断定される。

- (オ) 本件決定通知書一項目5／本件開示請求書一項目52（資料25）
- a 特定課A課長は別表のとおり本件補正依頼書一（中略）－1（3）において「項目52に該当する文書は（中略）障害者台帳です。」と情報提供してるので審査会は特定職員（中略）が作成している「障害者台帳」が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。
  - b 特定課A課長は審査会に対して「別表の4にある発出文書（補註：特定番号文書A）は（中略）特定記載A虚偽ではないと判断している。」（資料22－22ないし24行目）と説明しているので審査会は特定職員が作成している「障害者支援経過を含む障害者台帳」が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。
  - c （上記（ア）bと同一内容のため省略）

- (カ) 本件決定通知書一項目6／本件開示請求書一項目58（資料27）

表 略

- a 特定課A課長は開示請求者兼審査請求人に対して「特定記載G」（資料26）及び「特定記載H」（同）と説明しているので審査会は当該確認内容を記す法人文書（電子mail、FAX及び電話録取記録を含む）及び当該報告内容を記す法人文書（電子mail、FAX及び電話録取記録を含む）が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。
- b 特定課A課長は審査会に対して「別表の4にある発出文書（補註：特定番号文書A）は（中略）特定記載A虚偽ではないと判断している。」（資料22－22ないし24行目）と説明しているので審査会は特定職員（中略）が作成している「障害者支援経過を含む

「障害者台帳」が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。

c (上記(ア) bと同一内容のため省略)

(以下略)

(2) 意見書

(中略)

本件理由説明書(下記第3。以下同じ。)を以下のとおり論駁する。

ア 「原処分維持が適当である」と書かれているが後述するとおり原処分維持は適当でないので原処分は取り消されなければならない。

イ 「受付日同月17日」と書かれているが審査請求人は当該受付日について不知であり何故なら特定課A課長及び特定課B課長が当該受付日を審査請求人に通知していないからである。

ウ 「当該保有個人情報記録された法人文書は作成しておらず」と書かれているが公文書等の管理に関する法律4条に「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう(中略)文書を作成しなければならない。」と定められており又同法11条1項に「独立行政法人等は、第四条から第六条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。」と定められているので法人文書を作成していないことは明らかにこれ等の条文に違反しており(資料21)更に何故これ等の条文を遵守していないのかについて特定課A課長は原処分において何一つ説明していないので原処分は行政手続法8条1項に違反しており取り消されなければならない(上記(1)ア(ア)ないし(エ))

エないしケ (略)

コ 「当該審査請求に係る決裁文書を確認した」と書かれているので審査会は当該決裁文書一式を特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上で当該決裁文書一式が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。

サ 「他に該当する保有個人情報記録された法人文書の存在が確認できない」と書かれているが特定課A課長は審査会に対して「別表の4にある発出文書(補註:(中略)特定番号文書A(上記オ及びク))は(中略)特定記載A虚偽ではないと判断している。」(資料15及び22-22ないし24行目)と説明しているので、審査会は特定職員(中略)が作成した「障害者支援経過を含む障害者台帳」(上記エ)を特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上で、「障害者支援経過を含む障害者台帳」(上記エ)が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。(上記(1)イ(ア)a)。また特定所長A(中略)

は（中略）特定番号文書A（上記オ及びク）を作成する際に決裁原議書（発出文書の写しを含む）も作成しているので審査会は特定所長A（中略）が作成した「（中略）特定番号文書A（上記オ及びク）に係る決裁原議書（発出文書の写しを含む）」を特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上で「（中略）特定番号文書Aに係る決裁原議書（発出文書の写しを含む）」（上記オ及びク）が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ（上記（1）イ（ア）b）。

シ（略）

ス「職業リハビリテーション計画の策定」と書かれているがこれは障害者の雇用の促進等に関する法律1条，8条1項及び2項に定められている。

セ「障害者台帳を確認した」と書かれているので審査会は特定職員（中略）が作成した「障害者台帳」（上記エ及びシ）を特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上「障害者台帳」（上記エ及びシ）が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。

ソ「他に該当する保有個人情報記録された法人文書の存在が確認できない」と書かれているが特定所長A（中略）は（中略）特定番号文書A（上記オ及びク）－6に「特定記載B」と書いているので審査会は特定所長A（中略）が作成した「（中略）特定番号文書A（上記オ及びク）に係る決裁原議書（発出文書の写しを含む）」を特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上で、「（中略）特定番号文書Aに係る決裁原議書（発出文書の写しを含む）」（上記オ及びク）が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。（上記（1）イ（イ）a）。ただし特定所長A（中略）が（中略）特定番号文書A（上記オ及びク）－6に書いている「特定記載B」という内容は障害者の雇用の促進等に関する法律1条，8条1項及び2項に定められている内容（上記ス）と明らかに整合していないので特定所長A（中略）が（中略）特定番号文書A（上記オ及びク）－6に書いている「特定記載B」という内容が同法1条，8条1項及び2項に定められている職業リハビリテーション計画（上記ス）に当たらないことは論理的に自明である。また特定課A課長は（中略）（資料23）－1－（2）－項目8ないし10において「「特定記載B」という旨が書かれている障害者台帳記入要領，地域障害者職業センター業務運営手引及び厚生労働大臣指定講習（補註：障害者の雇用の促進等に関する法律24条2項）資料は存在しない」と認めているので特定所長A（中略）が（中略）特定番号文書A（上記オ及びク）－6に書いている「特定記載B」という内容が障害者台帳記入要領，地域障害者職業センター業務運営手引及び厚生労働大臣指定講習（障害者の雇用の促進等に関する法律24条2項）資料にも反している

と断定される（上記（１）イ（イ）b）。

タ及びチ （略）

ツ 「障害者台帳を確認したが、審査請求人の求める保有個人情報の記載はなく」と書かれているが特定職員（中略）は障害者台帳（上記エ、シ及びタ）に「特定記載C」（障害者台帳8頁）、「特定記載D」（同9頁）、「本人は、「特定記載I」」（同）、「特定記載J」（同）及び「特定記載K」（同）と書いているので審査会は特定職員（中略）が作成した障害者台帳（上記エ、シ及びタ）を特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上で「特定記載C」（障害者台帳8頁）、「特定記載D」（同9頁）、「本人は、「特定記載I」」（同）、「特定記載J」（同）及び「特定記載K」（同）という諸記載が本件請求事由及び根拠に該当するの否かについて見分せよ。ただしc a s e会議（特定年月日）における会話記録（資料2-2及び3頁並びに資料29-4及び5頁）のとおり実際のやりとりは別紙の4（2）（略）のとおりであるので特定職員（中略）は障害者台帳（上記エ、シ及びタ）に嘘を書いていると断定される（※）。

また特定市が調査した結果によると特定職員（中略）は審査請求人を含む（中略）たちに対して構造化（補註：資料4，5，16及び28）を行っていないと暴露されている（資料3及び24，上記（1）イ（ウ）c）。

※（略）

テ 「他に該当する保有個人情報が記録された法人文書の存在が確認できない」と書かれているが特定所長A（中略）は（中略）特定番号文書A-7に「構造化（補註：資料4，5，16及び28）については、「特定記載I」との発言があったことから、周囲が行う支援事項には含まれないとの判断により記載しなかった」と書いているので審査会は特定所長A（中略）が作成した（中略）特定番号文書Aを特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上で特定所長A（中略）が（中略）特定番号文書A-7に書いている「構造化（補註：資料4，5，16及び28）については、「特定記載I」との発言があったことから、周囲が行う支援事項には含まれないとの判断により記載しなかった」という記載が本件請求事由及び根拠に該当するの否かについて見分せよ。ただしc a s e会議（特定年月日）における会話記録（資料2及び29）のとおり審査請求人は「特定記載I」（（中略）特定番号文書A-7）という発言をしておらず実際に発言したのは「特定記載L」（資料2-3頁及び資料29-4頁）であるので特定所長A（中略）は（中略）特定番号文書A-7に嘘を書いていると断定される（※）。また特定市が調査した結果によると特定職員（中略）は審査請求人を含む（中略）たちに対し

て構造化（補註：資料4，5，16及び28）を行っていないと暴露されている（資料3及び24，上記（1）イ（ウ）c）。更に特定所長B（中略）も電子mail（資料7）に「特定記載M」と書いているので審査会は「特定記載M」（資料7）という記載が本件請求事由及び根拠に該当するの否かについても見分せよ。ただし障害者職業総合センターが作成した令和3年度厚生労働大臣指定講習（後期合同講習）資料に「受講者（補註：障害者職業カウンセラー（障害者の雇用の促進等に関する法律24条1項））が担当する作業を構造化（補註：資料4，5及び28），視覚化する」（資料16）と書かれておりまた実践報告書No. 14「発達障害を理解するために～支援者のためのQ&A～」31頁にも「一人ひとりの特徴を捉えた上で，必要な構造化（補註：資料4，5及び16）を行うことが大切になります。」（資料28）と書かれているので特定所長B（中略）が電子mail（資料7）に書いている「特定記載M」という内容は資料16及び28における記載と全く整合していないと断定される。

※（略）

- ト（略）
- ナ 「該当する保有個人情報記録された法人文書の存在が確認できず」と書かれているが特定所長A（中略）は（中略）特定番号文書A（上記オ，ク及びテ）を作成しているので審査会は特定所長A（中略）が作成した（中略）特定番号文書Aを特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上で，特定所長A（中略）が作成した（中略）特定番号文書Aが本件請求文書該当性を満たしているの否かについて見分せよ。（中略）
- ニ 「念のため審査請求人に係る障害者台帳を確認したが，審査請求人の求める保有個人情報の記載はない」と書かれているが審査請求人が上記（1）イ（エ）aないしdに書いたとおり障害者台帳（上記エ，シ，タ及びツ）に諸記載がなされているので審査会は特定職員（中略）が作成した障害者台帳（上記エ，シ，タ及びツ）を特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上で特定職員（中略）が作成した障害者台帳（上記エ，シ，タ及びツ）が本件請求文書該当性を満たしているの否かについて見分せよ。（中略）
- ヌないしハ（略）
- ヒ 「該当する保有個人情報記録された法人文書の存在が確認できず」と書かれているが審査請求人が上記（1）イ（オ）aに書いたとおり特定課A課長は本件補正依頼文書である（中略）において「別紙「開示を請求する保有個人情報」の項目52に該当する文書は，貴殿に通知した（中略）で開示決定した障害者台帳です。」と情報提供しているので「該当する保有個人情報記録された法人文書の存在が確認できず」と

いう文言は明らかに嘘である。審査会は特定職員（中略）が作成した障害者台帳（上記エ，シ，タ，ツ及びニ）を特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上で特定職員（中略）が作成した障害者台帳（上記エ，シ，タ，ツ及びニ）が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ（上記（1）イ（オ）a）。（中略）また特定課A課長は審査会に対して「別表の4にある発出文書（補註：（中略）特定番号文書A（上記オ，ク，テ，ナ，ヌ及びノ））は（中略）特定記載A虚偽ではないと判断している。」（資料22-22ないし24行目）と説明している。審査会は特定職員（中略）が作成した障害者支援経過を含む障害者台帳（上記エ，シ，タ，ツ及びニ）を特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上で特定職員（中略）が作成した障害者支援経過を含む障害者台帳（上記エ，シ，タ，ツ及びニ）が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ（上記（1）イ（オ）b）。

（中略）更に特定所長A（中略）は（中略）特定番号文書A（上記オ，ク，テ，ナ，ヌ及びノ）を作成する際に決裁原議書も作成しているので審査会は特定所長A（中略）が作成した（中略）特定番号文書A（上記オ，ク，テ，ナ，ヌ及びノ）に係る決裁文書一式を特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上で特定所長A（中略）が作成した（中略）特定番号文書A（上記オ，ク，テ，ナ，ヌ及びノ）に係る決裁文書一式が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ（上記（1）イ（オ）c）。（中略）

フ 「念のため特定番号文書A及び特定番号文書Bに係る決裁文書を確認した」と書かれているので審査会は両決裁文書一式を特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上で両決裁文書一式が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。

ヘないしま （略）

ミ 「該当する保有個人情報記録された法人文書の存在が確認できず」と書かれているが特定課A課長は審査請求人に対して「特定記載G」（資料26）及び「特定記載H」（同）と説明している。審査会は当該確認内容を記す法人文書（電子mail，FAX及び電話録取記録を含む）及び当該報告内容を記す法人文書（電子mail，FAX及び電話録取記録を含む）を特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上で当該確認内容を記す法人文書（電子mail，FAX及び電話録取記録を含む）及び当該報告内容を記す法人文書（電子mail，FAX及び電話録取記録を含む）が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ（上記（1）イ（カ）a）。また特定課A課長は審査会に対して「別表の4にある発出文書（補註：（中略）特定番号文書A（上記オ，ク，テ，ナ，ヌ，ノ及びマ））は（中略）特定記載A虚偽で

はないと判断している。」（資料22-22ないし24行目）と説明している。審査会は特定職員（中略）が作成した障害者支援経過を含む障害者台帳（上記エ、シ、タ、ツ、ニ及びヒ）を特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上で特定職員（中略）が作成した障害者支援経過を含む障害者台帳（上記エ、シ、タ、ツ、ニ及びヒ）が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ（上記（1）イ（カ）b）。（中略）更に特定所長A（中略）は（中略）特定番号文書A（上記オ、ク、テ、ナ、ヌ、ノ及びマ）を作成する際に決裁原議書も作成している。審査会は特定所長A（中略）が作成した（中略）特定番号文書A（上記オ、ク、テ、ナ、ヌ、ノ及びマ）に係る決裁文書一式を特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上で、特定所長A（中略）が作成した（中略）特定番号文書A（上記オ、ク、テ、ナ、ヌ、ノ及びマ）に係る決裁文書一式が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ（上記（1）イ（カ）c）。（中略）

ム 「念のため特定番号文書Aに係る決裁文書を確認した」と書かれているので審査会は当該決裁文書一式を特定課A課長及び特定課B課長から取り寄せた上で当該決裁文書一式が本件請求文書該当性を満たしているのか否かについて見分せよ。

メ （上記ウと同一内容のため省略）

モ 「原処分は妥当である。」と書かれているが前述したとおり原処分は妥当でないので取り消されなければならない。

ヤ 最後に本件諮問が失当であることについても糾弾しておく。諮問庁の websiteにおいて「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」（資料31）が公開されており当該要領-第12-3-（1）に「機構は、審査請求があった場合、可能な限り速やかに審査会へ諮問する。諮問するに当たって改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、審査請求があった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにすることとする。」と定められている。本件諮問通知文書に書かれているとおり本件審査請求日は「令和5年11月16日」であり本件諮問日は「令和6年2月21日」であるので特定課A課長及び特定課B課長が審査会に諮問するまでに97日間もかかっていることになる。しかし当該要領-第12-3-（1）に「審査請求があった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにすることとする。」と定められているので特定課A課長及び特定課B課長が審査会に諮問するまでに97日間もかかっている本件諮問は当該要領-第12-3-（1）に違反してお

りそれゆえに失当である。

(以下略)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考ええる。

令和5年4月12日付け(受付日同月17日)で審査請求人から、法77条1項の規定に基づく別紙に掲げる保有個人情報(本件対象保有個人情報)の開示請求(以下「本件開示請求」という。)があり、当該保有個人情報が記録された法人文書は作成しておらず、不開示とする決定を行った(原処分)。審査請求人は、原処分について取り消しを主張している。

なお、障害者台帳とは、審査請求人に関する職業評価の結果や職業相談の記録等の個人情報が集約された文書である。また、特定番号文書Aとは特定職員が実施した職業評価結果の内容等に関して、審査請求人が特定施設に対し疑義照会を行い、特定所長Aが回答した文書である。

#### 1 対象保有個人情報1について

対象保有個人情報1は、別件の審査請求に係る理由説明書において、特定番号文書Aについて「虚偽ではないと判断している。」と記載されていることに関し、特定所長Aが虚偽公文書作成罪及び行使罪を犯していないと判断することが出来る事由及び根拠等を記した保有個人情報を請求していると解される。

これについては、当該審査請求に係る決裁文書を確認したが、審査請求人の求める保有個人情報の記載はなく、他に該当する保有個人情報が記録された法人文書の存在が確認できないことから、不存在としたものである。

#### 2 対象保有個人情報2について

対象保有個人情報2は、審査請求人に係る障害者台帳に関し、職業リハビリテーション計画の策定の際に主治医の意見書、厚生労働大臣指定講習、地域障害者職業センター業務運営手引き及び障害者の雇用の促進等に関する法律を遵守していない事由及び根拠等を記した保有個人情報を請求していると解される。

これについては、障害者台帳を確認したが、審査請求人の求める保有個人情報の記載はなく、他に該当する保有個人情報が記録された法人文書の存在が確認できないことから、不存在としたものである。

#### 3 対象保有個人情報3について

対象保有個人情報3は、審査請求人に係る障害者台帳に関し、特定職員が精神医学に基づく発達障害者支援として構造化を行っていない事由及び根拠等を記した保有個人情報を請求していると解される。

これについては、障害者台帳を確認したが、審査請求人の求める保有個人情報の記載はなく、他に該当する保有個人情報が記録された法人文書の存在

が確認できないことから、不存在としたものである。

#### 4 対象保有個人情報4について

対象保有個人情報4は、審査請求人が作成した文書に記載された内容に基づき、各種の事由及び根拠等を記した保有個人情報を請求していると解される。

これについては、該当する保有個人情報が記録された法人文書の存在が確認できず、念のため審査請求人に係る障害者台帳を確認したが、審査請求人の求める保有個人情報の記載はないことから、不存在としたものである。

#### 5 対象保有個人情報5について

対象保有個人情報5は、特定番号文書Bに記載された内容を踏まえて、特定番号文書Aに関し、特定所長Aが「適切に評価を実施しております。」と判断している事由及び根拠等を記した保有個人情報を請求していると解される。

これについては、特定番号文書Aは職業評価結果の内容等に関する審査請求人からの疑義照会に対して回答した文書であり、特定番号文書Bは審査請求人からの別件の開示請求に係る補正依頼文書である。2つの文書はそれぞれ別の目的で作成した文書であり、該当する保有個人情報が記録された法人文書の存在が確認できず、念のため特定番号文書A及び特定番号文書Bに係る決裁文書を確認したが、審査請求人の求める保有個人情報の記載はないことから、不存在としたものである。

#### 6 対象保有個人情報6について

対象保有個人情報6は、審査請求人が作成した文書に記載された内容に基づき、特定所長Aが特定番号文書Aに嘘を書いている事由及び根拠等を記した保有個人情報を請求していると解される。

これについては、該当する保有個人情報が記録された法人文書の存在が確認できず、念のため特定番号文書Aに係る決裁文書を確認したが、審査請求人の求める保有個人情報の記載はないことから、不存在としたものである。

以上のことから、機構が本件開示請求に対し、該当する保有個人情報が記録された文書は作成しておらず、保有していないため法82条2項の規定に基づき不開示決定とした原処分は妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年2月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月8日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年7月4日 審議
- ⑤ 同年8月6日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

## 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

### ア 対象保有個人情報 1 について

(ア) 対象保有個人情報 1 は、別件の審査請求に係る理由説明書において、特定番号文書 A について「虚偽ではないと判断している。」と記載されていることに関し、特定所長 A が虚偽公文書作成罪及び行使罪を犯していないと判断することができる事由及び根拠等を記した保有個人情報を求めるものと解される。

(イ) 特定番号文書 A とは、理由説明書のとおり、審査請求人からの疑義照会に対し、特定所長 A が回答した文書である。

(ウ) 対象保有個人情報 1 にある「特定諮問番号に係る理由説明書」の決裁文書を確認したが、当該決裁文書には、該当する保有個人情報を確認できなかった。

### イ 対象保有個人情報 2 について

(ア) 対象保有個人情報 2 は、審査請求人に係る障害者台帳に記載された職業リハビリテーション計画の策定に当たり、主治医の意見書、厚生労働大臣指定講習、地域障害者職業センター業務運営手引き及び障害者の雇用の促進等に関する法律を遵守していない事由、根拠及び意思決定過程に関する保有個人情報を求めるものと解される。

(イ) 障害者台帳とは、理由説明書のとおり、審査請求人に関する職業評価の結果や職業相談の記録等の個人情報が集約された文書であるところ、担当職員が面接等の実施により収集した諸情報等を取りまとめているものである。

(ウ) 障害者台帳については、作成に当たって決裁を経る等の手続はないため、決裁文書は存在せず、審査請求人が求める保有個人情報は確認できなかった。

### ウ 対象保有個人情報 3 について

(ア) 対象保有個人情報 3 は、審査請求人に係る障害者台帳について特定職員が精神医学に基づく発達支援として構造化を行っていない事由、根拠及び意思決定過程に関する保有個人情報を求めるものと解される。

(イ) 障害者台帳については、上記イ (イ) 及び (ウ) のとおりであり、

上記（ア）に挙げた審査請求人が求める保有個人情報確認できなかった。

エ 対象保有個人情報4について

（ア）対象保有個人情報4は、審査請求人が作成した文書の記載内容に基づき、各種の事由、根拠及び意思決定過程に関する保有個人情報を求めるものと解される。

（イ）審査請求人に関する個人情報を記録したものとして障害者台帳が考えられるところ、障害者台帳については、上記イ（イ）及び（ウ）のとおりであり、上記（ア）に挙げた審査請求人が求める保有個人情報は確認できなかった。

オ 対象保有個人情報5について

（ア）対象保有個人情報5は、審査請求人に係る特定番号文書Bの記載内容を踏まえ、特定番号文書Aについて、特定所長Aが「適切に評価を実施している」と判断できる事由、根拠及び意思決定過程に関する保有個人情報を求めるものと解される。

（イ）特定番号文書Bとは、理由説明書のとおり、審査請求人からの別件の開示請求に係る補正依頼文書であり、特定番号文書Aについては、上記ア（イ）記載のとおりである。また、2つの文書はそれぞれ別の目的で作成した文書である。

（ウ）特定番号文書A及び特定番号文書Bについては、その決裁文書を確認したが、上記（ア）に挙げた、審査請求人が求める保有個人情報は確認できなかった。

カ 対象保有個人情報6について

（ア）対象保有個人情報6は、審査請求人が作成した文書の記載内容に基づき、審査請求人に係る特定番号文書Aに嘘を書いている事由、根拠及び意思決定過程に関する保有個人情報を求めるものと解される。

（イ）特定番号文書Aについては、上記ア（イ）記載のとおりであり、念のため、特定番号文書Aの決裁文書を確認したが、上記（ア）に挙げた、審査請求人が求める保有個人情報を確認できなかった。

（2）以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

本件対象保有個人情報に係る諮問庁の説明は、本件開示請求書の記載を踏まえれば是認できる。よって、本件対象保有個人情報の探索の範囲としては、障害者台帳及び特定番号文書Aに関する文書が考えられるところ、決裁文書の性質等に鑑みれば、上記（1）の各対象保有個人情報における説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

また、念のため、対象保有個人情報の記載にある文書を確認したところ、本件対象保有個人情報を確認できなかったとする諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められず、本件対象保有個人情報にある「事由、根拠及び意思

決定過程を記す法人文書」を作成したとすべき特段の事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象保有個人情報保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

当審査会において、諮問書に添付された法83条2項に基づく「開示決定等期限の延長について（通知）」を確認したところ、処分庁が通知した延長後の開示決定期限は令和5年6月16日であり、求補正に要した日数を除いてもなお、原処分は開示決定期限を超過してされたものと認められる。

このような処分庁の対応は不適正なものであるといわざるを得ず、今後、処分庁においては、開示決定期限を超過することのないよう、適切に対応することが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙（本件対象保有個人情報記録する文書）

- 1 特定課長は特定所長Aが作成した特定番号文書Aについて「虚偽ではないと判断している。」（理由説明書（特定諮問番号，資料15）24行目）と総務省情報公開・個人情報保護審査会に説明しているので特定所長Aが虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）を犯していないと判断することが出来る事由，根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書（電子mail，FAX及び電話録取記録を含む）。
- 2 特定職員が職業リハビリテーション計画（障害者台帳5頁）を策定する際に下表のとおり主治医の意見書，厚生労働大臣指定講習（資料16），地域障害者職業センター業務運営手引き及び障害者の雇用の促進等に関する法律を遵守していないのでその事由，根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書。

特定職員が職業リハビリテーション計画（障害者台帳5頁）に書いている内容	主治医の意見書	令和3年度厚生労働大臣指定講習（後期合同講習）（資料16）	地域障害者職業センター業務運営手引き	障害者の雇用の促進等に関する法律
略	略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害者の視点に立ってどう感じているのかを想像する</li> <li>・ 障害特性が「問題の原因」ではない</li> <li>・ 障害者と環境との相互関係の中に問題の原因があると考え</li> <li>・ 障害特性に沿った「関わり方」を行う</li> <li>・ 手順書作成技能トレーニング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第7-3-（2）：利用障害者の理解・同意を得られるようにする</li> <li>・ 同-イ-②：職業リハビリテーション計画は，あくまでも利用障害者の立場に立って策定されるもの</li> <li>・ 同：利用障害者の十分な理解が得られるよう説明する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1条：障害者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置</li> <li>・ 同：障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置</li> <li>・ 8条1項：職業リハビリテーションの</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を視覚化，構造化</li> <li>・正確にできる，効率よくできる，不安感を軽減できる</li> <li>・受講者（補註：障害者職業カウンセラー）が担当する作業を構造化，視覚化する</li> <li>・正確に，効率よくできる</li> <li>・不安感を軽減</li> </ul>		措置は，障害者各人の障害の種類及び程度並びに希望，適性，職業経験等の条件に応じ，総合的かつ効果的に実施されなければならない
--	--	--	--	---

3 下表のとおり構造化が精神医学に基づく発達障害者支援として確立されているにも関わらず特定職員が精神医学に基づく発達障害者支援として構造化を行っていない（資料3）のでその事由，根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書。

特定職員が作成した障害者台帳	特定市（資料3）	開示請求者（資料2）	主治医の意見書	医学論文		令和3年度厚生労働大臣指定講習（後期合同講習）（資料16）	障害者職業総合センター職業センター実践報告書 No. 14「発達障害を理解するために～
				（資料4）	（資料5）		

							支援者のためのQ&A～」
・ 9 頁「特定記載 J」	「発達障害者支援として構造化が行われている」と直接的に読み取れる職業評価は存在しない	3 頁「特定記載 L」	・ 作業内容の構造化（明確化・スケジュール等） ・ 構造化された作業内容	・ 3 頁「構造化による指導が効果的であることは、すでに 1970 年代には実証されており、それを体系的に発展させたのが米国ノースカロライナ州の TEACCH プログラムである。」 ・ 11 頁「構造化は特定障害の	構造化は、TEACCH プログラムにおける自閉症の指導や支援の主たる技法として位置づけられ、系統的に洗練され発展してきた。現在では構造化の技法は世界的に、家庭、学校教育の場、地域社会などさまざま	・ 業務を視覚化、構造化 ・ 受講者（補註：障害者職業カウンセラー）が担当する作業を構造化、視覚化する ・ 正確にできる、効率よくできる、不安感を軽減できる ・ 正確に、効率よくできる ・ 不安感を軽減	・ 29 頁「発達障害のある方を受け入れる職場においては、もう一つ環境や作業課題の手順等の「構造化」の視点が有効になります。」 ・ 同「「構造化」とは（中略）職場環境をわかりやすく再構成することを

				人は脳の機能が定型発達の人と違うということを理解し、彼らの思考や行動のあり方に合わせたアプローチの方法である。」	な生活の場で使用され、自閉症支援の1つの大きな柱となり」		いいます。」 ・ 31 頁「一人ひとりの特徴を捉えた上で、必要な構造化を行うことが大切になります。」
--	--	--	--	--	------------------------------	--	---

4 以下は特定年月日に行われたcase会議時のやりとりである（資料2-2 ないし5頁）

(1) 略

(2) 略

①開示請求者に偏食があり食に拘りもあるにもかかわらず特定職員が「偏食がなく、食にこだわりもなく、…」と嘘を吐いているのは何故か？また開示請求者がcounseling時に「パンを食べない」と発言しているにも関わらず特定職員が「いや、パンを食べると言っていたから…」と嘘を吐いているのは何故か？それ等の事由、根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書（電子mail, FAX及び電話録取記録を含む）。

②特定職員は構造化を書いていない事由を開示請求者から問い質されると「特定記載N」と発言しているが特定記載Nであると何故構造化を障害者台帳に書かないのか？そもそも構造化を障害者台帳に書くか否かと特定記載Nか否かに何の関係があるのか？それ等の事由、根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）に記す法人文書（電子mail, FAX及び電話録取記録を含む）。

③開示請求者は「特定記載L」と発言しており後に特定市は「特定職員は

(中略) たちに対して構造化を行っていない(資料3)」と認めている。医学論文に「構造化による指導が効果的であることは、すでに1970年代には実証されており、それを体系的に発展させたのが米国ノースカロライナ州のTEACCHプログラムである。」(資料4-3頁)、  
「構造化とは特定障害の人は脳の機能が定型発達の人と違うということを理解し、彼らの思考や行動のあり方に合わせたアプローチの方法である。」(資料4-11頁)及び「構造化は、TEACCHプログラムにおける自閉症の指導や支援の主たる技法として位置づけられ、系統的に洗練され発展してきた。現在では構造化の技法は世界的に、家庭、学校教育の場、地域社会の中などさまざまな生活の場で使用され、自閉症支援の1つの大きな柱となっており」(資料5)と書かれているにも関わらず特定職員が(中略)たちに対して構造化を行っていない(資料3)のは何故か?その事由、根拠及び意思決定過程(公文書等の管理に関する法律4条)を記す法人文書(電子mail, FAX及び電話録取記録を含む)。

- ④特定職員は(中略)と発言しているが主治医の意見書に書かれている内容について主治医のideaであるのか、あるいは開示請求者のideaであるのかについて訊いているのは何故か?その事由、根拠及び意思決定過程(公文書等の管理に関する法律4条)を記す法人文書(電子mail, FAX及び電話録取記録を含む)。
- ⑤特定職員は「だったら特定企業はどうですか?」及び「特定softが使えるから」と発言しているが開示請求者が特定softを使えることをもって開示請求者に特定企業を勧めているのは何故?よくよく特定企業と特定softにいかなる因果関係があるのか?それ等の事由、根拠及び意思決定過程(公文書等の管理に関する法律4条)を記す法人文書(電子mail, FAX及び電話録取記録含む)
- ⑥操作的診断基準(資料1)の趣旨に合致する所見(資料9)を一つとして書くことが出来ていない(資料8)にも関わらず特定職員が「発達障害は理解出来る」と判断しているのは何故か?その事由、根拠及び意思決定過程(公文書等の管理に関する法律4条)を記す法人文書(電子mail, FAX及び電話録取記録を含む)。
- ⑦医学書(資料10)に「知能の低い人が知能の高い人を了解(補註:資料11)することはどうだろうか。これは明らかに困難である。」、「知能の低い人が知能の高い人を了解(補註:資料11)することは基本的に難しいといえる。」及び「精神科臨床において、患者のほうに医者よりも格段に知能が高い場合にも、(中略)医者が患者の精神状態を正確に把握することは困難だと考えられる。このようなわけで、<了解>(補註:資料11)は知能と関係ないどころではない。」と書かれて

いるにも関わらず（中略）特定職員が「発達障害は理解出来る」と判断しているのは何故か？その事由，根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書（電子mail，FAX及び電話録取記録を含む）。

⑧障害者である開示請求者が（中略）と発言しているにも関わらず特定職員が「発達障害は理解出来る」と判断しているのは何故か？その事由，根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書（電子mail，FAX及び電話録取記録を含む）。

⑨障害者である開示請求者から「特定記載〇」（障害者台帳9頁）られているにも関わらず特定職員が「発達障害は理解出来る」と判断しているのは何故か？その事由，根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書（電子mail，FAX及び電話録取記録含む）。

⑩特定職員は障害者台帳に「感覚過敏あり」（障害者台帳1及び3頁），「靴の圧迫感が苦手」（障害者台帳1及び3頁）及び「靴の圧迫感が苦手であり，常にサンダルを履く」（障害者台帳3頁）と書いているにも関わらず「あっ，……発達障害は理解出来るけどsandalはやめるとか…」と発言してsandal履きを止めさせようとしているのは何故か？その事由，根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書（電子mail，FAX及び電話録取記録を含む）。

⑪障害者の雇用の促進等に関する法律1条に「障害者とその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置，職業リハビリテーションの措置その他障害者とその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ」と定められているにも関わらず，特定職員が「障害者とその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置，職業リハビリテーションの措置その他障害者とその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ」（障害者の雇用の促進等に関する法律1条）ずに「あっ，……，発達障害は理解できるけどsandalはやめるとか…」と発言してsandal履きを止めさせようとしているのは何故か？その事由，根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書（電子mail，FAX及び電話録取記録を含む）。

⑫医学論文に「TEACCH（補註：「発達障害者への支援技法として有効とされているTEACCHプログラム」（資料13-3頁）では，（中略）特定障害の人たちのスキルを育てることだけではなく，彼らをとりにくく人たちを含めた環境を彼らの文化（補註：思考や行動のあり方）

に合わせるという相互的な方向で考えていく。そしてまず私たち（補註：定型発達者）の側が、自閉症の人たちの文化（補註：思考や行動のあり方）を理解することが必要だという点を強調する。）（資料4-10頁）と書かれているにも関わらず特定職員が「彼ら（補註：特定障害の人たち）の文化（補註：思考や行動のあり方）に合わせる」ことも無く「自閉症の人たちの文化（補註：思考や行動のあり方）を理解する」ことも無く「あっ、……発達障害は理解できるけどs a n d a lはやめるとか…」と発言してs a n d a l履きを止めさせようとしているのは何故か？その事由，根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条を記す法人文書（電子m a i l， F A X及び電話録取記録を含む））。

- ⑬特定職員は「（唐突に）特定記載Pなんですか？」と発言しているが開示請求者が特定記載Pであるのか否かについて訊いているのは何故か？その事由，根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書（電子m a i l， F A X及び電話録取記録を含む）。

- 5 特定課長が「特定職員が作成した職業評価（障害者台帳の一部）が適正であると判断できる事由及び根拠は存在しない」（特定番号文書B-1-項目5）と判断しているにも関わらず特定所長Aが「適正に評価を実施しております。」（特定番号文書A-4）と判断しているのでその事由，根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書
- 6 特定職員がc a s e会議時（特定年月日）に下表（略）のとおり発言しているにも関わらず特定所長Aが特定番号文書Aに下表（略）のとおり嘘を書いているのでその事由，根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書（電子m a i l， F A X及び電話録取記録を含む）。

別表

本件開示請求項目	特定課A課長による情報提供
<p>補正前            本件開示請求書－項目52            特定所長A（中略）は特定番号文書A－4「主治医の意見書で診断名等は確認し、これを踏まえて適正に評価を実施しております。」と書いているが特定市は「特定職員（中略）が書いている所見のうち、操作的診断基準（補註：資料1）の趣旨に合致する所見（補註：資料9）は存在しない」（資料8）と認めている。特定職員（中略）が操作的診断基準（資料1）の趣旨に合致する所見（資料9）を書いている（資料8）にも関わらず特定所長A（中略）が「適正に評価を実施しております。」（特定番号文書A－4）と判断することができるのはなぜか？その事由、根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書（電子mail，FAX及び電話録取記録を含む）を開示請求する。</p>	<p>本件補正依頼書            （中略）－1（3）            「項目52に該当する文書は（中略）障害者台帳です。」</p>
<p>補正後（資料25）            本件開示請求書－項目52            特定課A課長が「特定職員（中略）が作成した職業評価（障害者台帳の一部）が適正であると判断できる事由及び根拠は存在しない」（（中略）（補正依頼，開示66）－1－項目5）と判断しているにも関わらず特定所長A（中略）が「適正に評価を実施しております。」（特定番号文書A－4）と判断しているのでその事由、根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書</p>	<p>本件納付依頼書            （中略）－2            「不存在」</p>